

施設利用手続きのご案内

橋りサイクルコミュニティセンターの施設を利用される方は、事前に利用許可の申請を行って下さい。※利用目的によって、「利用料金の減免」を受ける事ができます。

■ 利用申請手続き

- (1) 利用の申請は、利用日の「6ヶ月前」から、利用日「3日前」までです。
- (2) 所定用紙「川崎市橋りサイクルコミュニティセンター利用申請書」に必要事項を記入し、1階事務所受付窓口に提出して下さい。
利用料金の減免を申請する場合、「利用料金の減額・免除申請書」も合わせて提出して下さい。
- (3) 申請書は受理後、内容を審査し、許可書を発行します。

■ 利用料金

- (1) 利用料金は前払いとなります。
- (2) すでに支払われた利用料金は返還致しませんが、以下の場合には利用料金を返還します。
 - ・ 橋りサイクルコミュニティセンター長が、利用許可を取り消した場合
(川崎市リサイクルコミュニティセンター条例 第12条、13条)
 - ・ 利用者が、利用日3日前までに利用の中止を届け出たとき
- (3) 次の場合、利用料金の減額、または免除を受ける事ができます。
 - ◎ 免除を受けることができる場合
社会福祉法人が施設を利用する場合、川崎市が廃棄物の適正処理、減量化、再利用及び再生利用等を推進するために施設を利用する場合
 - ◎ 5割相当額を減免する場合
市民が、再利用及び再生利用のために施設を利用する場合

施設の利用料金（条例別表より抜粋）

種別		金額			
		午前	午後	夜間	全日
		9時～12時	1時～4時	5時～8時	9時～8時
学習室		800円	900円	900円	2,600円
会議室	区画しない場合	2,600円	3,100円	3,100円	8,800円
	区画する場合	第1会議室	現在ご利用になれません		
		第2会議室	1,800円	2,200円	2,200円
展示コーナー		現在ご利用になれません			

備考

- 利用許可の時間を超えて利用する場合の施設利用料の額は、超過時間1時間（30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。）につき、その直前の利用時間の区分における規定利用料の1時間当たりの額の2割増相当額とします。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の施設利用料は、無料とします。
- 学習室を廃棄物の再利用及び再生利用に係る実践活動に利用の場合、施設利用料は無料とします。

■ 利用における遵守事項

- (1) 申請人数を超えて入場させないで下さい。
- (2) 建物・付属設備・資料等は、破損させないように注意して下さい。
- (3) 無断で張り紙、張り札その他広告等の表示を、行わないで下さい。
- (4) 動物（身体障害者補助犬を除く）、危険物、不潔物を持ち込まないで下さい。
- (5) その他指定管理者の指示した事項を守って下さい。

★「申請用紙」及びその書き方、ご利用に関するご質問等は、センター1階事務所窓口までお願いします。

川崎市橋りサイクルコミュニティセンター（指定管理者/テスコ株式会社）

TEL: 044-857-1146 (FAX 044-857-2216) mail: trcc1@tesco-inc.jp